

推進体制の整備・強化

第5次男女共同参画基本計画 中間年フォローアップについて

1. 5次計画及び女性版骨太の方針 2023 における中間年フォローアップの位置づけ

○「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

(令和2年12月25日閣議決定)(抄)

- ・5次計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023 (女性版骨太の方針 2023)」

(令和5年6月13日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)(抄)

- ・令和5年が5次計画の中間年に当たる。計画に定める成果目標の着実な達成に向け、全ての成果目標につき現在の進捗状況を把握した上で、残る計画期間内に取り組むべき事項について検討を行う。

2. 中間年フォローアップの考え方

○成果目標の達成状況については、計画策定時の数値から目標値との差の1/2以上に達しているかを基本とする。

A: 5次計画の成果目標値、B: 計画策定時の数値、C: 最新値とし、
計画策定時の数値～目標値との差の半分(5年分の2.5/5進捗した場合の値) ※ $\leq C$
の場合を基本とする。

※ $B + (A - B) \times 1/2$

○上記を基本とし基準に未達である成果目標について次頁以降のフォローアップシートを作成するとともに、目標値が「〇以上(毎年度)」となっている成果目標についても、目標に未達の年度がある場合フォローアップシートを作成している。また、成果目標が策定されていない、又は5次計画期間中に改定の可能性がある成果目標についても、関連施策の進捗状況を確認するため、フォローアップシートを作成している。

| 推進体制の整備・強化 | | | |
|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| ＜成果目標＞ | | | |
| 項目 | 計画策定時の数値 | 最新値 | 成果目標（期限） |
| 男女共同参画計画の策定率（市町村） | 市区：98.3% 町村：69.4% （2020年） | 市区：98.2% 町村：76.6% （2022年） | 市区：100% 町村：85% （2025年） |

| 5次計画における施策 | 取組の進捗・評価 （含. 予算・活動実績・アウトカム） | 目標達成に向けた課題 | 今後の対応方針 |
|---|---|--|---|
| <p>男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。</p> | <p>○取組 ・地域における男女共同参画・女性活躍の推進体制の強化を図るため、地方公共団体等の求めに応じて、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。</p> <p>令和5年度予算額：1,825千円 令和4年度実績 決算額：1,166千円 実施件数：27件 令和3年度実績 決算額：875千円 実施件数：30件 令和2年度実績 決算額：724千円 実施件数：22件</p> <p>・内閣府男女共同参画局ホームページの「市区町村女性参画状況見える化マップ」において、地方公共団体の計画策定の状況の「見える化」を進めている。</p> <p>・地方公共団体の職員を対象とした</p> | <p>・未策定の市区町村における未策定の要因を把握することや、策定が進んでいない市区町村に焦点を当てた働きかけを行っていくことが課題である。</p> | <p>・引き続き、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを地方公共団体等の求めに応じて派遣する。</p> <p>・引き続き、地方公共団体の職員を対象とした「男女共同参画に関する『基礎研修』」内の講義において、計画策定の手順の簡潔な説明や、アドバイザー派遣事業の紹介を行い、計画策定を促進する。</p> <p>・計画を策定していない市区町村に対する支援（情報提供や好事例の紹介等）を行うことを検討するとともに、機会をとらえて、地方公共団体に計画策定を促していく。</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>「男女共同参画に関する『基礎研修』」内の講義において、計画策定の手順の簡潔な説明や、アドバイザー派遣事業の紹介を行い、計画策定を促進している。</p> <p>・令和4年4月1日に複数の市町村が共同で市町村男女共同参画計画を策定することを可能とする通知を发出し、地方公共団体の計画策定における事務負担の削減を図った。</p> <p>○評価 特に町村において策定率が2022年時点で7.2%上昇し、大多数の市区町村に対しては取組の効果があったものと評価できる。</p> | | |
|--|---|--|--|